

確 認 書

刈谷市と事業者 (以下「事業者」という。)は、受領委任払いとなる介護給付費等について、刈谷市介護給付費等受領委任実施要領の定めに従い、次の事項について確認をする。

- 1 事業者は、次に掲げる規定を遵守するものとする。
 - (1) 他の要介護被保険者等との公平性の確保に努め、適正な価格でサービスを提供するものとする。
 - (2) 支給に係る申請を行う場合は、刈谷市の申請手続きを遵守するものとする。
 - (3) 要介護被保険者等から償還払いとなる介護給付費等の受領について申出を受けたときは、介護保険被保険者証等により受領の適否を確認するとともに、受領する場合においては、誠実にこれを履行する。
 - (4) 当該事務処理に当たっては、必要に応じて介護支援専門員等との連絡調整に努める。
 - (5) 受領委任に関する全てを第三者に委任してはならない。
 - (6) 受領委任に関して刈谷市から必要な指示があった場合は、誠意をもってこれに従うものとする。
 - (7) 要介護被保険者等との間で発生した諸問題については、事業者は当事者間で協議の上、誠意をもってこれを解決するものとする。
- 2 事業者が、介護給付費等に係る福祉用具の販売を行うときは、受領委任払いに必要な受領委任払い同意書、利用者負担分の領収証、カタログ等の関係資料を要介護被保険者等に提供するものとする。
- 3 事業者が、介護給付費等に係る工事を行うときは、次に掲げる規定を遵守するものとする。
 - (1) 介護給付費等について、十分な知識を得て工事に当たるものとする。
 - (2) 工事に当たっては、刈谷市に事前に工事内容の説明を行い、対象見込額についての確認を得るものとする。
 - (3) 受領委任払いに必要な受領委任払い同意書、利用者負担分の領収証、カタログ、見積書、工事費内訳書及び着工前後の写真等の関係資料を要介護被保険者等に提供するものとする。
- 4 刈谷市は、受領委任に関して、次に掲げる各号のいずれかに該当していると認めた場合は、介護給付費等の支払や受領委任を拒否することができる。
 - (1) 受領委任に関して不正な請求があった場合
 - (2) 委任を申し出た要介護被保険者等が、委任することができない者であると判明した場合
 - (3) 事業者が受領委任に関して誠実に履行できないと判断した場合
 - (4) 刈谷市の指示に対して事業者が理由もなく従わず、この事業の目的を達成することが困難と判断した場合
- 5 この確認書によりがたい事情が生じたとき又はこの確認書に疑義が生じたときは、刈谷市、事業者両者協議して決定する。

この確認の証として本書2通を作成し、両者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

刈 谷 市
代 表 者 刈谷市東陽町1丁目1番地
刈谷市長

印

所 在 地
事 業 者
代 表 者

印

受領委任登録番号